

○ランダム・カット式指名選考実施要領 の制定について

平成12年8月28日 局総第382号
各支庁長、各土木現業所長、各道有林管理
センター署長、道民の森建設事務所長あて
農政部長、水産林務部長、建設部長、
出納局長

〔沿革 平成13年3月30日局総第821号改正〕

指名競争入札参加者指名基準運用方針（昭和55年2月1日付け局総第37号出納局長通達「指名競争入札参加者指名基準の運用方針について」）が改正され、新たに公共事業等に係る工事の請負契約に関する指名競争入札に参加する者の選定方法が規定されたことに伴い、この適正な運用を図るための具体的取扱いとして、別紙のとおり「ランダム・カット式指名選考実施要領」を制定したので、次の事項に留意して事務処理を適切に行ってください。

記

- 1 この通達の施行日前に、指名競争入札の参加者の指名選考のために必要な資料等を作成し、これを再度作成するいとまがない場合にあっては、「ランダム・カット式指名選考実施要領」に基づくランダム・カット式指名選考を実施しないことができるものとする。
- 2 1の場合においても、ランダム・カット式指名競争入札実施方針（平成12年5月1日付け局総第97号出納局長、農政部長、水産林務部長、建設部長通達「「ランダム・カット式」指名競争入札実施方針の策定について」）第3に基づく試行の取扱いによって差し支えないものとする。

農政部事業調整課契約指導係
水産林務部総務課工事管理係
建設部建設企画室建設情報課工事管理係
出納局総務課企画係

ランダム・カット式指名選考実施要領

第 1 趣旨

この要領は、指名競争入札参加者指名基準運用方針（昭和55年2月1日付け局総第37号出納局長通達「指名競争入札参加者指名基準の運用方針について」。以下「運用方針」という。）第3（選定基準）関係において、公共事業等に係る工事の請負契約に関する指名競争入札に参加する者の指名選考に当たっては、原則としてランダム・カットの処理によって指名する者を特定することとされたことから、このランダム・カットの処理によって行う指名競争入札の参加者の指名選考（以下「ランダム・カット式指名選考」という。）の実施に関し、運用方針第3（選定基準）関係の1の(3)のなお書の規定に基づき、具体的取扱いを定めるものとする。

第 2 対象契約

公共事業等に係る工事の請負契約（指名競争入札（次に掲げるものを除く。）の方法により行う農政部、水産林務部及び建設部が所管する公共事業等に係る工事の請負契約（建設部が所管するものには北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第204条の19及び第204条の20の規定に基づき依頼を受けたものを含む。）をいう。以下「対象契約」という。）に係る指名競争入札の参加者の指名選考は、運用方針第3（選定基準）関係及び第4（指名実績のない者の選定基準）関係の規定に基づき、ランダム・カット式指名選考によりこれを行うものとする。ただし、対象契約のうち、指名選考委員会（財務規則第160条の2に定める指名選考のための委員会等をいう。以下同じ。）が、ランダム・カット式指名選考の方法によることが適当でない特別の事情があると認めたものにあっては、この限りでない。

- (1) 公募型指名競争入札（公募型指名競争入札実施要綱（平成6年4月6日付け管理第30号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「公募型指名競争入札実施要綱の制定について」）に基づき行う指名競争入札をいう。）
- (2) 簡易公募型指名競争入札（簡易公募型指名競争入札実施要綱（平成12年6月15日付け建情第466号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「簡易公募型指名競争入札実施要綱の制定について」）に基づき行う指名競争入札をいう。）
- (3) 工事希望型指名競争入札（工事希望型指名競争入札の試行に関する取扱いについて（平成12年8月28日付け事調第1223号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）に基づき行う指名競争入札をいう。）

第 3 ランダム・カット式指名選考の実施方法

1 実施の方法

ランダム・カット式指名選考は、次の方法により実施するものとする。

- (1) 運用方針第3（選定基準）関係の1の(3)のアの規定に基づき指名選考する場合

には、指名予定数の1.2倍の数を目途に順次絞り込み等を行うこと。

- (2) 運用方針第3（選定基準）関係の1の(3)のイの規定に基づき指名選考する場合には、選定基準に基づく選定の結果、残った者の中から、契約ごとに指名予定数の1.2倍の数を目途に任意に選び出すこと。

- (3) (1)の絞り込み等又は(2)の選び出しを行う場合においては、指名競争入札参加者指名基準（昭和55年2月1日付け局総第36号出納局長通達「指名競争入札参加者指名基準の設定について」）及び運用方針に基づき適切な選定を行うこととし、その結果として、指名予定数の1.2倍を下回ることはやむを得ないこと。

なお、指名予定数の1.2倍の数を確保するために、入札執行の形骸化を招き、又は建設業法（昭和24年法律第100号）などの法令に違反する行為を助長するような選定は行わないこと。

- (4) (1)の絞り込み等の結果残った者又は(2)の契約ごとに選び出した者（以下「指名候補者」という。）のうちから、無作為に指名予定数を超える数の者を除外すること（以下「ランダム・カットの処理」という。）により指名競争入札の参加者を指名選考すること。

- (5) 運用方針第4（指名実績のない者の選定基準）関係に基づき指名実績のない者を選定したときは、そのなお書に留意して、ランダム・カットの処理を行うこと。

2 ランダム・カットの処理

ランダム・カットの処理に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) ランダム・カットの処理は、乱数を使用して指名候補者のうちから除外する者を特定する方法により行うものであること。
- (2) 指名選考委員会におけるランダム・カットの処理は、原則として次の手順により行うこと。ただし、無作為性及び客観性の確保が可能であって、指名選考委員会が次の手順以外の手順によりランダム・カットの処理を行うことを決定したときは、当該手順によってこれを行って差し支えないこと。

ア 契約ごとに指名候補者の乱数付与の順番及び除外の方法を定める。

イ 指名候補者名をコンピューターに登録し、アで定めた乱数付与の順番に並べる。

ウ コンピューターソフトにより乱数を発生させ、指名候補者に乱数を付与する。

この場合におけるコンピューター操作は、委員長又はその指名した委員が各委員の面前で行う。

エ 付与した乱数をもとに指名候補者を昇順又は降順に並べ替え、アで定めた除外の方法により除外する者を特定することとし、その結果を指名選考委員会として確認し、当該指名選考を確定する。

- (3) ランダム・カットの処理に当たり、委員及び説明員以外の職員を当該処理の補助者として指名選考委員会に出席させる必要がある場合には、入札参加者指名選考委員会規程（準則）の制定について（平成3年1月24日付け局総第543号出納局長通達。以下「委員会規程通達」という。）の1入札参加者指名選考委員会規程（準則）第10条をもとに定めた指名選考委員会規程の条項に基づき、委員長が「ランダム・カットの処理の際に限って、委員長が指名した職員を当該処理の補助者として出席させることができる。」旨を定めることによって、委員及び説明員以外の職員

をランダム・カットの処理の補助者として出席させることができること。

(4) ランダム・カットの処理の経過（指名候補者名、乱数付与の状況、指名選考の有無等）は記録することとし、指名選考委員会の資料として整理保管すること。

第4 その他

- 1 第2のただし書の規定により指名選考委員会がランダム・カット式指名選考の方法によらないこととした場合の審議内容は、指名選考の過程として記録するとともに、ランダム・カット式指名選考の方法によらないこととした旨及びその理由を、当該契約に係る指名選考の過程等の公表（委員会規程通達の2の(8)のアの規定に基づき行う公表をいう。以下同じ。）のために作成する書面に付記するものとする。
- 2 指名候補者名及び当該指名候補者の指名選考の結果は、入札終了後、速やかに公表するものとする。この場合の公表は、第3の2の(4)の記録の写しにより行うこととし、当該公表の場所、方法等は、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。